

消費税法等の一部を改正する法律案要綱

一 趣旨（第1条関係）

この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法、所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部改正について定めることとする。

二 消費税法の一部改正（第2条関係）

- 1 消費税の税率を6.3%（現行4%）に引き上げることとする。（消費税法第29条関係）

（注）上記の改正は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

（附則第2条関係）

- 2 消費税の収入については、別に法律で定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てることとする。（消費税法第1条関係）

- 3 その事業年度の基準期間がない資本金1,000万円未満の新設法人のうち、その事業年度開始の日において他の者により当該新設法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合で、かつ、当該他の者及びその特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の課税売上高が5億円を超える場合には、当該新設法人の基準期間がない事業年度については、事業者免税点制度を適用しないこととする。

（消費税法第12条の3関係）

（注）上記の改正は、施行日以後に設立される新設法人について適用する。（附則第4条関係）

- 4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円（1年分）以下であることにより中間申告義務のない事業者が、中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、

中間申告書を提出できることとする制度を設けることとする。(消費税法第42条、第44条関係)

(注) 上記の改正は、施行日以後に開始する課税期間について適用する。(附則第13条関係)

5 平成25年10月1日前に締結した工事の請負契約等に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税率は、現行税率(4%)とする等の経過措置を講ずることとする。

(附則第3条～第14条、第17条関係)

6 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 消費税法の一部改正(第3条関係)

1 消費税の税率を7.8%(現行4%、平成26年4月1日以降6.3%)に引き上げることとする。(消費税法第29条関係)

(注) 上記の改正は、平成27年10月1日(以下「一部施行日」という。)以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

(附則第15条関係)

2 平成25年10月1日から平成27年4月1日の前日までの間に締結した工事の請負契約等に基づき、一部施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税率は、6.3%とする等の経過措置を講ずることとする。(附則第16条、第17条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

四 所得税法の一部改正(第4条関係)

1 所得税の税率構造を次のように改めることとする。(所得税法第89条関係)

現行		改正案	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
195万円以下の金額	5%	同左	
330万円	10%	〃	
695万円	20%	〃	
900万円	23%	〃	
1,800万円	33%	〃	
1,800万円超の金額	40%	5,000万円以下の金額	40%

5,000万円超の金額 45%

(注) 上記の改正は、平成27年分以後の所得税について適用する。(附則第19条関係)

2 上記1の改正に伴い、給与等に係る税額表の見直しを行うこととする。(所得税法別表第2～別表第4関係)

(注) 上記の改正は、平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。(附則第21条関係)

3 その他所要の経過措置を講ずることとする。

五 相続税法の一部改正 (第5条関係)

1 遺産に係る基礎控除を次のとおり引き下げることとする。(相続税法第15条関係)

	現 行	改正案
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人 比例控除	1,000万円に法定相続人数を乗じた金額	600万円に法定相続人数を乗じた金額

2 死亡保険金に係る非課税限度を次のとおり引き下げることとする。(相続税法第12条関係)

現 行	改正案
500万円に法定相続人の数を乗じた金額	500万円に、法定相続人(未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る。)の数を乗じた金額

3 相続税の税率構造を次のとおり改めることとする。(相続税法第16条関係)

現 行		改正案	
	税率		税率
1,000万円以下の金額	10%	同 左	
3,000万円	15%	”	
5,000万円	20%	”	
1億円	30%	”	
3億円	40%	2億円以下の金額	40%
—		3億円	45%

3億円超の金額	50%	6億円	〃	50%
—		6億円超の金額		55%

4 未成年者控除に係る控除額を次のとおり引き上げることとする。(相続税法第19条の3関係)

現 行	改正案
20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき10万円

5 障害者控除に係る控除額を次のとおり引き上げることとする。(相続税法第19条の4関係)

現 行	改正案
85歳までの1年につき6万円 (特別障害者については12万円)	85歳までの1年につき10万円 (特別障害者については20万円)

(注) 上記1から5までの改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。(附則第22条関係)

6 相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造を次のとおり改めることとする。(相続税法第21条の7関係)

現 行	税率	改正案	税率
200万円以下の金額	10%	同 左	
300万円 〃	15%	〃	
400万円 〃	20%	〃	
600万円 〃	30%	〃	
1,000万円 〃	40%	〃	
—		1,500万円以下の金額	45%
1,000万円超の金額	50%	3,000万円 〃	50%
—		3,000万円超の金額	55%

7 相続時精算課税制度の対象となる受贈者に係る贈与者の年齢要件を60歳以上(現行65歳以上)に引き下げることとする。(相続税法第21条の9関係)

(注) 上記6及び7の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。(附則第22条関係)

六 租税特別措置法の一部改正（第6条関係）

- 1 20歳以上の者が直系尊属から贈与により取得した相続時精算課税制度の対象とならない財産に係る贈与税の税率構造を次のとおり緩和することとする。（租税特別措置法第70条の2の3関係）

現 行		改 正 案	
	税率		税率
200万円以下の金額	10%	同 左	
300万円	15%	400万円以下の金額	15%
400万円	20%	600万円	20%
600万円	30%	1,000万円	30%
1,000万円	40%	1,500万円	40%
—		3,000万円	45%
1,000万円超の金額	50%	4,500万円	50%
—		4,500万円超の金額	55%

- 2 相続時精算課税制度の対象となる受贈者の範囲に、20歳以上である孫（現行20歳以上の推定相続人のみ）を追加することとする。（租税特別措置法第70条の2の4関係）

（注）上記の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。（附則第25条関係）

七 その他（附則関係）

1 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成26年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

2 消費税率の引上げに当たっての検討

この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、上記二及び三の消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずることとする。

（附則第18条関係）

3 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置

この法律に基づき講じられる措置を除くほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律附則第 104 条第 1 項及び第 3 項に基づく平成 24 年 2 月 17 日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、資産課税、法人課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、その具体化に向けて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。(附則第 27 条関係)

4 更なる税制の改革に係る措置

政府は、我が国の人口構造の高齢化が平成 62 年以降更に進展することに鑑み、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から国と地方を通じた税制の更なる改革を実施するため、少子高齢化の状況、財政の状況、経済の状況等を勘案しつつ、当該改革の在り方について検討を加え、その結果に基づいて平成 28 年度を目途に必要な法制上の措置を講ずることとする。(附則第 28 条関係)